

日永浄化センターほか4 2施設維持管理包括的民間委託 プロポーザル実施の基本方針（案）

1. 業務の概要

業務名 日永浄化センターほか4 2施設維持管理包括的民間委託

業務場所 四日市市内一円

業務の目的 施設の維持管理業務（日永浄化センターの運転管理委託業務など）について、従来と同様の仕様書発注方式による雨水排水施設等の維持管理業務に加え、国土交通省が示すガイドラインにもとづく電気や薬品・燃料の調達、小修繕等を含めた性能発注方式による包括的民間委託を汚水処理施設等の維持管理業務へ導入する。効果として、維持管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用による施設管理の効率化とサービスの向上を図る。

業務内容 別紙に示す施設の維持管理業務

業務期間 契約の日から令和9年3月31日 まで

ただし、契約の日より令和4年3月31日までは施設引継等の準備期間とする。

2. プロポーザル方式採用理由

プロポーザル方式は、事業者の技術力や企画力などにより業務成果やサービスに差が生じる業務に適用するものであり、業務成果やサービスについて自由に企画・提案してもらい、その中から優れた企画・提案能力のあるものを選ぶことにより、市民サービスの向上、施設管理の高度化となる幅広い提案が期待できる。

このようなことからプロポーザル方式を採用するものである。

3. 実施型式

広く公募して多くの募集者の中から最も適した事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、代表企業及び構成員から構成される参加グループによるものとし、代表企業及び構成員は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

(1) 公告日において、四日市市入札参加資格者名簿（工事又は物品・業務委託のいずれか）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

(4) 公告日から、当該案件の契約締結までの間、本市から入札参加資格停止の措置を受けて

いないこと。

- (5) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第2条第9号に規定する関係者でないもの。
- (6) 関係法令、規則等に違反していないこと。
- (7) 参加グループを構成する企業数は、代表企業を含む2社以上とする。
- (8) 参加グループの代表企業または構成員として、本件に参加する者については、他の参加グループの構成員としての参加は認めない。
- (9) 参加グループの代表企業は、下水道維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定より登録されていること。
- (10) 参加グループの代表企業以外の構成員は、四日市市内に本店を有する企業とする。
- (11) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たすものであること。

ア. 参加グループの代表企業は国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注する次の業務について、元請（単独又は共同企業体の代表）として行った同種業務の業務実績として、平成23年4月1日より令和3年4月1日までに、下記の要件を全て満たす運転管理業務^{注1}を、同一施設で2年以上受託した実績を有すること。なお、下記（ア）、（イ）は別々の施設の実績でも認める。ただし、共同企業体の代表者でない実績や、参加グループの代表者でない実績は認めない。

（ア）下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理場において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式で水処理能力が、30,000 m³/日以上^{注1}の運転管理業務^{注1}。ただし、水処理施設または汚泥処理施設^{注1}のみの運転管理業務^{注1}は含まない。

（イ）雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径700mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備の運転管理業務^{注1}。なお、河川排水機場の実績でも認める。

イ. 参加グループの構成員は国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注する次の業務について、元請（単独又は共同企業体の代表）として行った同種業務の業務実績として、平成23年4月1日より令和3年4月1日までに、下記の要件のいずれかを満たす運転管理業務^{注1}を、同一施設で1年以上受託した実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者でない実績や、参加グループの代表者でない実績は認めない。

（ア）汚水処理施設で水処理能力が1施設として250m³/日以上^{注1}の運転管理業務^{注1}を同一施設で1年以上受託した実績を有すること。

（イ）雨水用又は合流式下水道用のポンプ場施設における、口径150mm以上のポンプ設備の運転管理業務^{注1}を同一施設で1年以上受託した実績を有すること。

ウ. 業務期間の配置予定者として専任で業務総括責任者1名及び副総括責任者1名以上を配置すること。なお、配置予定者は下記の要件を満たし、直接的かつ恒常的（3ヵ月以上）な雇用関係にある者に限る。

（ア）業務総括責任者の要件（代表企業から選任すること）

- a. 下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有する者。
- b. 次の全ての業務経験を有する者。
 - (a) 下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理施設において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式で水処理能力が、30,000 m³ / 日以上^{注1}の運転管理業務の業務総括責任者または副総括責任者として、2 年以上の経験を有すること。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のみ^{注1}の運転管理業務は含まない。
 - (b) 雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径 700mm 以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備を有するポンプ場の運転管理業務^{注1}として、2 年以上の経験を有すること。なお、河川排水機場の実績でも認める。

(イ) 副総括責任者の要件

- a. 下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有する者。
- b. 次の全ての業務経験を有する者。ただし、次のいずれかの業務経験しかない場合は、該当する業務経験者を副統括として複数人配置すること。
 - (a) 下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理施設において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式で水処理能力が、30,000 m³ / 日以上^{注1}の運転管理業務の業務総括責任者または副総括責任者として、1 年以上の経験を有すること。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のみ^{注1}の運転管理業務は含まない。
 - (b) 雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径 700mm 以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備を有するポンプ場の運転管理業務^{注1}として、1 年以上の経験を有すること。なお、河川排水機場の実績でも認める。

注 1：運転管理業務とは、日常において処理施設の運転操作、保守点検等の業務とする。ただし、次の業務は除く。

- ・単なる施設内の清掃、汚泥等の運搬、各設備、機器の定期点検及び修繕。
- ・施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等の業務であっても、実質的な責任を担うとはいえない補助的な業務。

5. 募集内容

- (1) 募集方法： 四日市市上下水道局のホームページ上で募集要項、企画提案書作成要領、審査要領、特記仕様書等を公表する。
- (2) 申込方法： 参加意向申出書、参加グループ協定書の写し、構成員の委任状、企画提案書を施設課に持参する。

6. 審査概要

- (1) 審査委員会、委員構成等：別紙「プロポーザル審査委員会設置要綱」参照
- (2) 審査方法：

ア. 第一次審査（書類審査、上位3社を選定）

（ア）. 企業要件について、同種業務の業務実績の内容にて評価する。

（イ）. 配置予定技術者について、業務総括責任者・副総括責任者の資格、実務実績の内容にて評価する。

（ウ）. 企画提案書の実施方針及び特定テーマの内容にて評価する。

（エ）. 応募が3社以下の場合は、下記の第二次審査を第一次審査時に合わせて行う。

イ. 第二次審査（ヒアリング審査）

企画提案書についてヒアリングを実施し評価する。

ウ. 一次審査、二次審査の評価を合計し、候補者を決定する。

7. 日程（予定）

令和 3年 7月26日（月）	参加者募集の公告、実施要領等の公表
令和 3年 8月24日（火）	実施要領等に関する質問受付期限
令和 3年 9月 9日（木）	実施要領等に関する質問回答期限
令和 3年 9月23日（木）	参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限
令和 3年 9月30日（木）	参加資格確認結果の通知
令和 3年10月19日（火）	技術提案書類の受付期限
令和 3年11月 下旬頃	第一次審査
令和 3年12月 月上旬頃	第二次審査
令和 3年12月 中旬頃	業者選定結果の公表及び通知
令和 3年12月 下旬頃	契約の締結

8. 情報公開及び提供

（1）情報公開：四日市市上下水道局ホームページに以下の情報を掲載する。

ア. 候補者決定前：募集要綱、企画提案書作成要領、審査要綱、特記仕様書等

イ. 候補者決定後：決定された候補者

委託施設

施設名	所在地	下水道方式	能力等	備考
日永浄化センター第2系統	寿町 2-8	合流式	標準活性汚泥法 35,300m ³ /日	水処理は含まず、汚泥処理のみ
日永浄化センター第3系統	大字日永 1527-1	分流式	標準活性汚泥法 32,400m ³ /日	
日永浄化センター第4系統	日永東二丁目 1360	分流式	ステップ流入式 多段硝化脱窒法 15,000m ³ /日	R6 処理機能増設予定 増設後能力：30,000m ³ /日
日永浄化センター焼却炉	寿町 2-8	合流式	流動床炉：2 炉	1号炉：30t/日 2号炉：30t/日
橋北ポンプ場	新浜町 17-45	合流式	汚水 69.9m ³ /分 雨水 705.0m ³ /分	
納屋ポンプ場	浜町 5-15	合流式	汚水 88.8m ³ /分 雨水 498.0m ³ /分	
阿瀬知ポンプ場	西末広町 1-17	合流式	汚水 86.0m ³ /分 雨水 629.1m ³ /分	
常磐ポンプ場	曙町 28-1	合流式	汚水 45.4m ³ /分 雨水 1548m ³ /分	
智積汚水中継ポンプ場	智積町菅原 3199-1	分流式	汚水 14.5m ³ /分	
高砂ポンプ場	尾上町 20-4	雨水 分流式	汚水 3.5m ³ /分 雨水 79.4m ³ /分	
中央ポンプ場	日永東 1-3-1	合流式	汚水 61.0m ³ /分	
泊汚水中継ポンプ場	泊小柳町 2-16	分流式	汚水 4.9m ³ /分	
采女汚水中継ポンプ場	采女町 1846	分流式	汚水 6.0m ³ /分	
南部第1中継ポンプ場	松泉町 1	分流式	汚水 6.7m ³ /分	
南部第2中継ポンプ場	宮東町 2-60	分流式	汚水 6.0m ³ /分	
海山道汚水中継ポンプ場	海山道町 3-117-2	分流式	汚水 5.1m ³ /分	
波木汚水中継ポンプ場	波木町字加登美 880	分流式	汚水 3.5m ³ /分	R5 年度から供用開始（予定）
朝日町ポンプ場	西末広町 1-17	雨水	雨水 688m ³ /分	
富田浜元地下ポンプ場	富田浜元町 1760	雨水	雨水 9.0m ³ /分	
富田浜元第2地下ポンプ場	富田浜元町 1761	雨水	雨水 20m ³ /分	
富田浜地下ポンプ場	富田浜町 2266	雨水	雨水 20m ³ /分	
富田浜第2地下ポンプ場	富田浜町 4-9	雨水	雨水 20m ³ /分	
茂福北村地下ポンプ場	南富田町 33	雨水	雨水 25m ³ /分	
三滝通第1地下ポンプ場	元新町 6	雨水	雨水 57m ³ /分	

三滝通第2地下ポンプ場	諏訪町 15	雨水	雨水 57m ³ /分	
本町地下ポンプ場	本町	雨水	雨水 24m ³ /分	
浜田地下ポンプ場	北浜田町	雨水	雨水 65m ³ /分	
八剣地下ポンプ場	赤堀 3丁目	雨水	雨水 80m ³ /分	
新正地下ポンプ場	新正 4丁目 62-1	雨水	雨水 42m ³ /分	
大井の川地下ポンプ場	大井の川町 1-3844-3	雨水	雨水 20m ³ /分	
塩浜地下道地下ポンプ場	馳出町 1-53	雨水	雨水 1.0m ³ /分	
磯津第3地下ポンプ場	大字塩浜	雨水	雨水 4.0m ³ /分	
磯津第6地下ポンプ場	大字塩浜	雨水	雨水 4.5m ³ /分	
小倉新田地下ポンプ場	楠町小倉	雨水	雨水 5.0m ³ /分	
吉崎地下ポンプ場	楠町吉崎	雨水	雨水 10m ³ /分	
富田浜元町 28 区画 地下ポンプ場	富田浜元町	雨水	雨水 14m ³ /分	
水と緑のせせらぎ広場 (下水道親水事業)	東富田町 富田一色町	広場	—	広場の景観管理業務
諏訪公園雨水調整池	諏訪栄町 22	雨水貯留施設	貯量 20,400m ³	
富田二丁目雨水調整池	富田二丁目	雨水貯留施設	貯量 400m ³	
阿瀬知雨水 1 号幹線施設	朝日町	雨水貯留施設	貯量 13,600m ³	
中央通り貯留管排水施設	三栄町	雨水貯留施設	貯量 11,000m ³	
富田四丁目雨水調整池	富田四丁目	雨水貯留施設	貯量 654m ³	
別名六丁目雨水調整池	別名六丁目	雨水貯留施設	貯量 647m ³	
日永西一丁目雨水調整池	日永西一丁目	雨水貯留施設	貯量 845m ³	
橋北滞水池	新浜町 17-45	雨水貯留施設	貯量 800m ³	
納屋滞水池	浜町 5-15	雨水貯留施設	貯量 800m ³	
阿瀬知・常磐貯留管	北浜田町・新正 十七軒町	雨水貯留施設	貯量 2,000m ³	
浜田通貯留管施設	鵜の森一丁目・浜田町 北浜田町・中浜田町 九の城町・十七軒町 昌栄町	雨水貯留施設	貯量 15,290m ³	R4 年度から供用開始 (予定)